

水郷水都全国会議霞ヶ浦大会実行委員会 会則

1. 総則

1.1 名称

本会は水郷水都全国会議霞ヶ浦大会実行委員会という。

1.2 事務所

本会の事務所は茨城県行方市に置く。

2. 目的及び活動

2.1 目的

本会は、水郷水都全国会議第34回霞ヶ浦大会(以下大会)の企画準備、実施及び関連する事業を行う。

2.2 活動

本会は、上記目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1)大会の企画立案及び準備
- (2)大会の実施
- (3)そのほか大会に関する活動

3. 会員

本会は、本会の目的に賛同し、積極的に活動に参加する個人の実行委員で構成される。

4. 役員

4.1 役員の構成

本会は以下の役員を置く。

- (1)実行委員長
- (2)事務局長

4.2 役員の選出

役員は、発足時の第1回実行委員会において選出される。

5. 実行委員会

実行委員長は概ね月1回実行委員会を開催し、会の重要事項を審議、決定する。

6. 会計

本会の会計は、事務局長が管理する。

(付則)

1. 本会則は2013年4月20日より発効する。
2. 2018年7月15日一部修正。